

児童生徒におけるアレルギー疾患等 対応マニュアル

十津川村教育委員会

令和5年4月

はじめに

学校においては、アレルギーを有する児童生徒が他の児童生徒と同じように学校生活を安全に、かつ楽しんで過ごせるようにすることが重要であり、そのためにも安全性を最優先し、学校、保護者、教育委員会等が連携を図り、必要な情報の共有やアレルギーへの対策を講じる必要があります。

本村では、平成30年12月に「アレルギー疾患等の対応のながれ」を策定し、アレルギー疾患を有する児童生徒が安心して、学校給食をはじめとする学校生活を送れるよう方針を示しておりますが、アレルギー疾患を有する児童生徒は増加傾向にあり、原因食物や対応内容が複雑になってきています。

そこで、より安全性の高い対応方針とするため、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン<令和元年度改訂>」（財団法人日本学校保健会）や「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月文部科学省）に基づき、児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう「児童生徒におけるアレルギー疾患等対応マニュアル」を作成しました。

各学校におかれましては、本マニュアルを活用し、更なる取組の充実・強化をお願いします。

十津川村教育委員会

目 次

1 アレルギー疾患とは	・・・	4
2 学校におけるアレルギー疾患対応の基本方針		
3 アレルギー疾患の対応推進体制		
4 学校でのアレルギー対応	・・・	6
(1) 取組のながれ		
(2) 進学・転出先等への情報の引き継ぎ	・・・	7
(3) その他の対応（変更・継続・中止）		
(4) 学校給食における食物アレルギー対応	・・・	8
5 緊急時の対応	・・・	13
6 救急要請（119番通報）のポイント	・・・	14
7 様式の使い方	・・・	15

様式

- 様式1 学校生活管理指導表
- 様式2 面談表（食物アレルギー）
- 様式3-1 面談表（気管支ぜん息）
- 様式3-2 面談表（アトピー性皮膚炎）
- 様式3-3 面談表（アレルギー性結膜炎）
- 様式3-4 面談表（アレルギー性鼻炎）
- 様式4 個別支援プラン（食物アレルギー）
- 様式5 個別支援プラン（食物アレルギー以外）
- 様式6 アレルギー緊急時個別対応カード
- 様式7-1 緊急対応経過観察票（食物アレルギー用）
- 様式7-2 緊急対応経過観察票（ぜん息用）
- 様式8 乳糖不耐症の対応実施申請書
- 様式9 学校生活におけるアレルギー対応の個別支援プランの決定について
- 様式10 アレルギー疾患を有する児童生徒の対応について
- 様式11 学校におけるアレルギー対応中止の決定について
- 様式12 アレルギー疾患を有する児童生徒の対応中止について
- 様式13 学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒一覧表
- 様式14 アレルギーヒヤリハット報告書 …… 県様式9
- 様式15 アレルギー事故発生速報 …… 県様式10-1
- 様式16 アレルギー事故発生報告 …… 県様式10-2

※県様式「学校におけるアレルギー疾患対応指針」（令和2年11月改訂奈良県教育委員会奈良県学校保健会発行）

参考

- 学校生活管理指導表「活用のしおり」保護者用
- 学校生活管理指導表「活用のしおり」主治医用
- 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

1 アレルギー疾患とは

アレルギー疾患とはアレルゲンに起因する免疫反応による人の人体に有害な局所的または全身的反応に係る疾患のことで、食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎などがある。

2 学校におけるアレルギー疾患対応の基本方針

- 個々の児童生徒のアレルギー疾患の症状等を把握する。
- 本マニュアルや医師の診断による「学校生活管理指導表」に基づき対応する。
- 管理職のリーダーシップのもと、全教職員、保護者、消防機関等の関係機関と連携、協力を図り、学校全体で組織的に取り組む。

3 アレルギー疾患の対応推進体制

(1) 教育委員会の役割

- アレルギー対応委員会を設置する。
- 学校の環境整備に努めるとともに、学校での対応が適切であるかの確認と対応に関する指導を行う。
- エピペン®を所持している児童生徒やアナフィラキシーの可能性のある児童生徒がいる場合、消防機関に対してアレルギー緊急時個別対応カードを提供し、緊急時の対応を適切に行えるようにする。
- 学校でアレルギーヒヤリハットやアレルギー事故が発生した場合、学校からの報告を確認し、再び起こらないよう具体的な対応策を学校と検討するとともに指導、助言を行い、学期ごとに県教育委員会へ報告する。

(2) 学校の役割

- 校内アレルギー対応委員会を設置する。
- アレルギー疾患を有する児童生徒を把握し、必要に応じて保護者と協議し、環境整備に努めるとともに、学校での対応が適切であるかの確認と対応の評価・改善を校内アレルギー対応委員会を中心に行う。
- 学校の基本対応に変更が生じた場合は、保護者に内容を知らせるとともに、今後の対応について説明する。
- アレルギー疾患を有する児童生徒の健康状態を把握し取組を検討する。
- 個別支援プランを作成する。
- 全教職員との共通理解を図り、アレルギー疾患の児童生徒の具体的な症状と発症時の対応を検討する。

- 校内研修を実施し、緊急時の対応、緊急時のシミュレーション、教職員の役割の確認をする。
- アレルギーヒヤリハット・アレルギー事故が生じた場合、再び起こらないように具体的な対策をするとともに、村教育委員会（以下、教育委員会）へ随時報告する。

（3）報告について

① アレルギーヒヤリハット報告

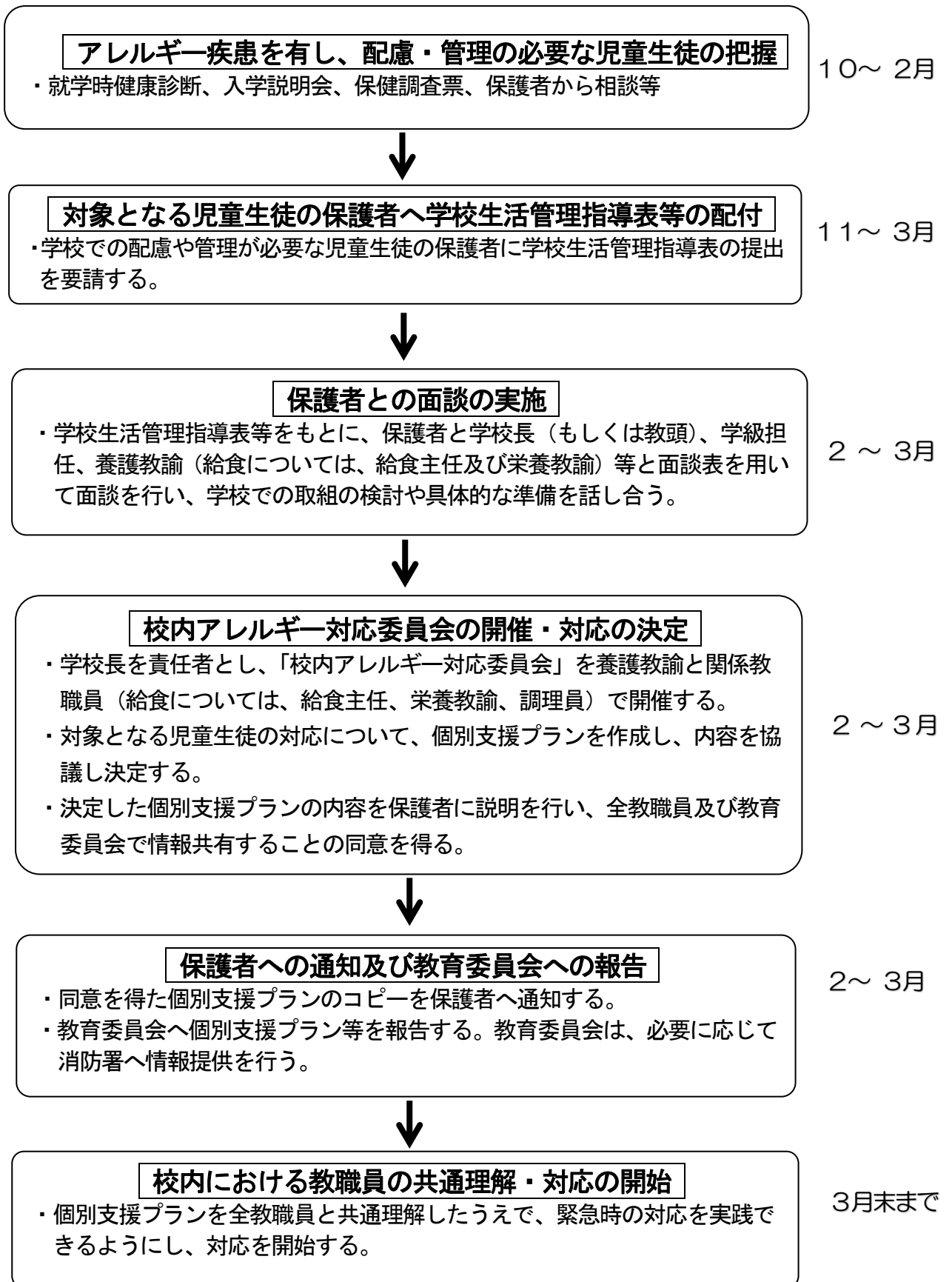
- 事故が起こりそうになったが幸いアレルゲンを体の中に入れたり、触れたりすることを妨げた事例があった場合、校長は第一報として電話で教育委員会へ報告する。
- その後、アレルギーヒヤリハット報告書（様式14）をすみやかに教育委員会に提出する。

② アレルギー事故発生速報・事故発生報告

- 症状が軽い重いや発症の有無にかかわらず、アレルゲンを身体の中に入れたり、触れたりすることなどが起こった事例があった場合、校長は第一報として電話で教育委員会へ報告する。
- その後、早急にアレルギー事故発生速報（様式15）を教育委員会に提出する。
- さらに具体的な改善策を立てたうえで、アレルギー事故発生報告（様式16）を教育委員会に提出する。

4 学校でのアレルギー対応

(1) 取組みのながれ



(2) 進学・転出先等への情報の引き継ぎ

村外へ進学及び転出時には、最新の学校生活管理指導表を保護者に返却する。

村立学校間における転学等の場合には、保護者の同意を得て学校生活管理指導表、面談表、個別支援プランを学校間で引き継ぐ。

その後、転学先の学校で、取組みのながれに沿って対応を決定する。

(3) その他の対応（変更・継続・中止）

児童生徒の体調の変化により対応に変更がある場合や進級や進学で引き続き対応が必要な場合は、学校生活管理指導表を再度提出してもらう。

対応が必要なくなった場合も学校生活管理指導表を提出してもらい対応を終了する。

◆ 学校生活管理指導表活用のポイント ◆

学校生活管理指導表を用いて、学校で対応が必要な児童生徒等の情報を把握し、実際の実践につなげることが大切。

- ① 学校・教育委員会は、学校における配慮や管理を希望する保護者に対して、主治医が記載した管理指導表の提出を求める。
- ② アレルギー疾患を有する児童生徒が複数の診療科目を受診している場合、それぞれの主治医が学校生活管理指導表に記載したうえで、提出するよう依頼する。
- ③ 学校は提出された学校生活管理指導表を、緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括管理するとともに、個人情報の取り扱いに注意する。
- ④ 病状等に変化がない場合でも配慮や管理が必要な間は、向こう1年間を通じて必要と考えられる内容を記載してもらい、毎年提出するよう依頼する。病状や治療内容や学校生活上の配慮や管理の内容に変化が生じた場合は、その都度提出してもらう。対応を中止する場合も提出してもらう。

(4) 学校給食における食物アレルギー対応

① 基本方針

- 食物アレルギーを有する児童生徒等にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 家庭・学校・調理員・教育委員会等が連携し一体となって組織的に取り組む。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月文部科学省）を活用する。

② 対応基準

- 医師の診断による学校生活管理指導表の提出がされていること。
- 家庭でも医師の指導のもと、原因食物の除去などの食事療法を行っていること。

③ 給食の提供ができない場合

- 調味料・だし・添加物の除去が必要。
- 加工食品の原材料の注意喚起表示がある場合についても除去表示がある。
例：同一製造ライン使用によるもの、原材料の採取方法によるもの
- 食器や調理器具の共用ができない。
- 揚げ油の共用ができない。
- 複数の原因食物除去が必要である。
- その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられるとき。

④ 対応品目

食物アレルギーの症状は、表示義務8品目（卵・乳・小麦・えび・かに・ピーナッツ・そば・くるみ）、表示推奨20品目（アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン・ごま・カシューナッツ）の28品目により起きることが多いが、その中でも、学校給食での使用頻度が週1～2回になるものを目安に選定した下記の9品目について、除去食または代替食を提供する。

卵、乳、えび、かに、いか、さけ、さば、ごま、アーモンド

* 重篤な症状を引き起こす可能性の高い食材【ピーナッツ、そば】は、提供しない

※上記品目の見直しは、十津川村学校給食運営委員会にて検討する。

⑤ 対応のレベル

レベル1	詳細な献立表対応	<p>給食の原材料を詳細に記入した献立表を事前に配付し、それをもとに保護者と食べられる献立を相談・決定し、給食から献立ごと除いて食べる対応。</p> <p>給食時には、その献立が配膳されていないか担任等や児童生徒自身が確認する。</p> <p>【例】副菜など献立ごと除去</p>
レベル2	弁当対応	<p>一部弁当対応</p> <p>対応品目に含まれない原因食物を使用した献立が給食の中心的献立の場合、その献立に対してのみ部分的に弁当を持参する。</p> <p>完全弁当対応</p> <p>給食提供が困難な場合は、すべて弁当を持参する。</p> <p>【例】複数の原因食物除去が必要な場合等</p>
レベル3	除去食対応	<p>対応品目に含まれる原因食物を除いた給食を提供する。</p> <p>【例】かき卵汁に卵を入れない等</p>
レベル4	代替食対応	<p>対応品目に含まれる原因食物が献立の大部分を占める等、除去が不可能な場合には、代替食（アレルギーフリーの既製品）を提供する。</p> <p>デザートは、対応品目以外でも代替食（ゼリーのみ）を提供する。</p> <p>【例】オムレツ → アレルギーフリーハンバーグ りんご → ゼリー</p>

- 「少量可」や「〇〇gまで可」「乳製品は可」といった多段階対応はしない。
- 製造ライン等でのアレルギーの微量混入（コンタミネーション）の可能性は完全に排除できない。
- おかわりについては、誤配・誤食することがないようにルール決めをすること。

⑥ 対応決定後の流れ

詳細な献立表またはアレルギー指示書の提供（毎月）

- ・栄養教諭が詳細な献立表またはアレルギー指示書を作成し、各学校に配付する。



内容の確認

- ・前月の中旬ごろに調理員、給食主任、保護者が内容を確認。質問等あれば、栄養教諭に連絡を取り確認する。
※調理員による確認は、調理対応の有無に関わらず行う。
- ・給食主任が確認済みのアレルギー指示書をカラーコピーし、調理場・喫食確認者・職員室等・保護者に配付する。原本は栄養教諭に渡す。
※児童生徒本人には必要に応じて配付する。



調理

- ・調理員はアレルギー指示書を確認し、調理マニュアルにそって調理する。（調理担当欄にサイン）
- ・アレルギー対応食を名札カードとともに、アレルギー対応用おぼんに載せ特食室に保管し、学校に引き継ぐ。（配食確認欄にサイン）



配膳

- ・喫食確認者は、アレルギー指示書と実際に提供された給食を照らし合わせ確認し、間違っている場合は、すぐに調理員に連絡する。（喫食確認欄にサイン）
また、対象児童生徒の給食中や給食後の体調等の観察を行う。
- ・給食当番の配慮がいる児童生徒がいれば、原因食物等に接触しないよう配慮する。

- 学級担任または担当者が出張等で不在の場合は、必ず代理の教職員が対象児童生徒の内容を把握し、学級担任または担当者と同様の対応ができるように、引き継ぐこと。

⑦ 教職員等の役割

【管理職（校長）】

- 学校におけるアレルギー対応の方針を決定し、全教職員に対し周知する。
- 校内の事務分担を決めておく。
- 保護者に対し、入学説明会等の際に食物アレルギー対応に関する学校の方針を説明する。
- 校内アレルギー対応委員会を設置し開催する。
- 緊急時における校内体制を決めておく。
- エピペン®の保管場所を決めておく。
- 食物アレルギーに関する事故や事故には及ばないヒヤリハット事例が起こった場合は、教育委員会に報告する。
- 食物アレルギーに関する研修、訓練を行う。

【学級担任】

- 保護者との面談の際、児童生徒の状態及び保護者の要望を確認するとともに配膳方法などを説明する。
- 保護者との連携を密にしておく。
- 食物アレルギーに対する正しい知識を持ち、食物アレルギーをもつ児童生徒が安心して給食を食べられるよう配慮する。
- 喫食時に提供された給食に間違いがないか確認する。
- 給食中や給食後の体調の観察を行う。
- 緊急時の対応、連絡先を把握しておく。
- エピペン®の保管場所を確認する。
- 家庭より弁当の持参がある場合は、保管について全教職員間で共有を行う。

【養護教諭】

- 面談や学校生活管理指導表を基に食物アレルギーをもつ児童生徒の実態を把握する。
- 校内アレルギー対応委員会に出席する。
- 個別支援プランを作成する。
- 他の教職員に対し、食物アレルギーの知識や対応方法を知らせる。
- 緊急時の対応方法について把握しておく。
- エピペン®、ぜんそくの吸入薬等の有効期限の情報を収集し、他の職員と連携を図る。
- 学校生活管理指導表や申請書等の保管や管理、更新などを行う。

【給食主任】

- 給食における食物アレルギー対応食について把握し、他の教職員に対する連絡・調整を行う。
- 給食については、校内アレルギー対応委員会に出席する。
- 毎月の詳細な献立表またはアレルギー指示書の確認・配付とその後の管理を行う。
- 栄養教諭と連携を図る。
- 給食主任は、教師の中から選任すること。
- 家庭より弁当の持参がある場合は、学級担任とともに保管について全教職員間で共有を行う。

【栄養教諭】

- 保護者との面談の際に、食物アレルギーをもつ児童生徒の状況を把握する。
- 給食については、校内アレルギー対応委員会に出席する。
- 給食でどのような対応ができるのかを、調理員と連携を図る。
- 献立作成時に、施設設備・人員等を考慮し、複雑な対応にならないよう注意し、できる限りアレルゲンを含まない献立作成に努める。
- アレルギー指示書を作成して保護者、給食主任、調理員に確認を行う。
- 対応食の献立を作成し、調理員に指示して指導監督を行う。
- 給食時の指導について、学校にアドバイスを行う。

【調理員】

- 食物アレルギーの知識を持ち、対応食の内容、施設設備を考慮し、調理法を理解する。
- 給食については、校内アレルギー対応委員会に出席する。
- アレルギー指示書の確認を行う。
- アレルギー指示書に基づいた調理を行い、原因食物の混入・誤配食がないように、調理作業の綿密な打ち合わせを行い、作業工程・作業動線図等確認し調理する。
- 食物アレルギーに関する事故や事故には及ばないヒヤリハット事例が起こった場合は、速やかに学校の給食主任に報告する。

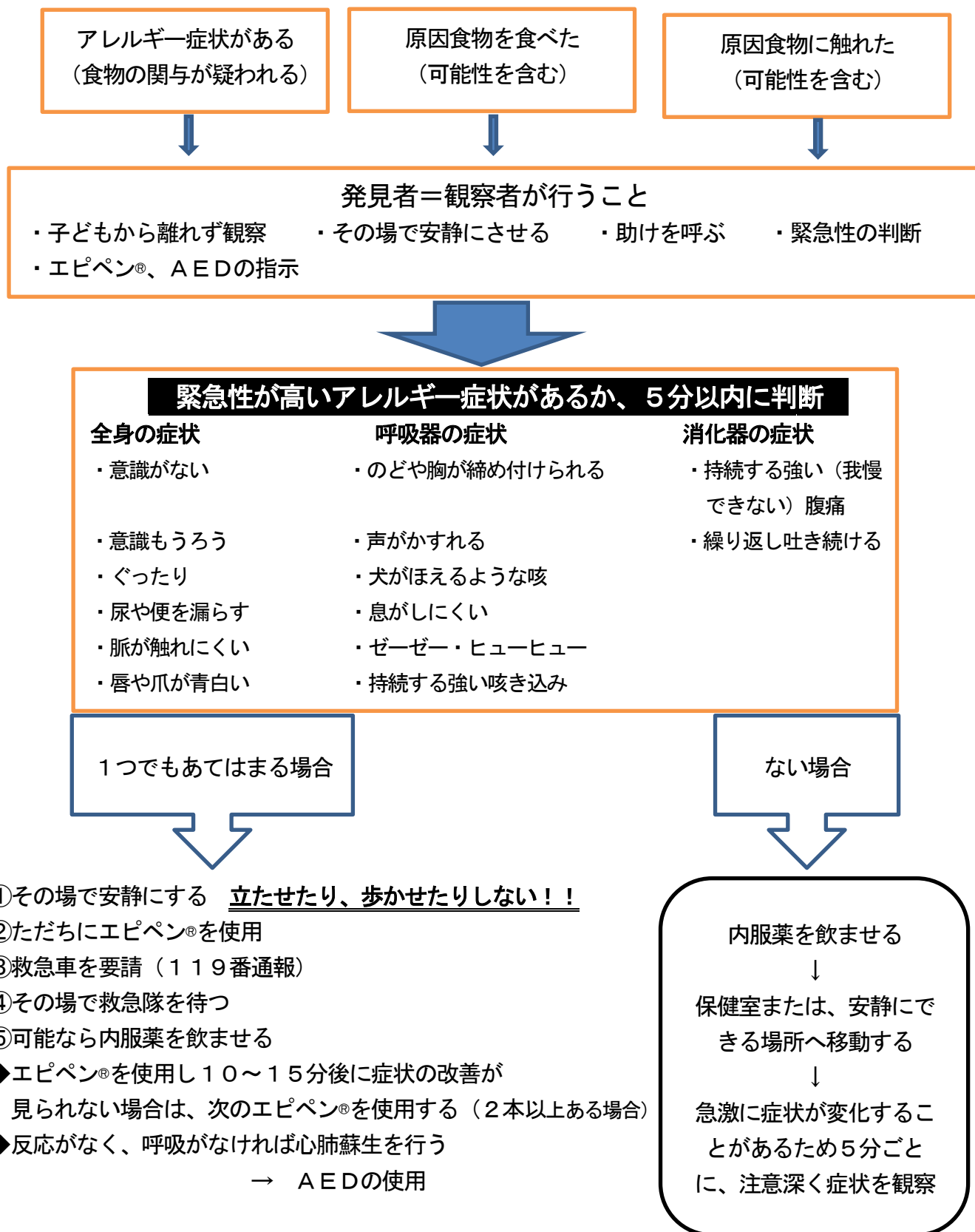
⑧ 乳糖不耐症の対応

食物アレルギー以外の疾患である乳糖不耐症については、飲用牛乳の除去のみ対応する。

- 対応を行う場合は、医師の診断がある場合とする。
- 随時相談に応じ対応する。
- 対応のながれについてはアレルギー対応のながれと同様にする。

5 緊急時の対応

「食物アレルギー緊急時対応マニュアル 奈良県」（2013年7月版）などを活用し、緊急時の教職員の役割分担や運用方法を決め、適切な対応ができるようにすること。



6 救急要請（119番通報）のポイント

①救急であることを伝える

→ 児童生徒のそばから電話する

②救急車に来てほしい住所を伝える

→ 学校の住所等がすぐ言えるようにしておく

③いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのかを分かる範囲で伝える

→ 食物アレルギー既往の有無を伝える

④通報している人の氏名と連絡先を伝える

→ 連絡可能な電話番号を伝える

※救急隊から、その後の状態確認などのため電話がかかってくることもある

- ・ 通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにする。
- ・ 必要に応じて、救急隊が到着するまでの応急手当の方法を聞く。

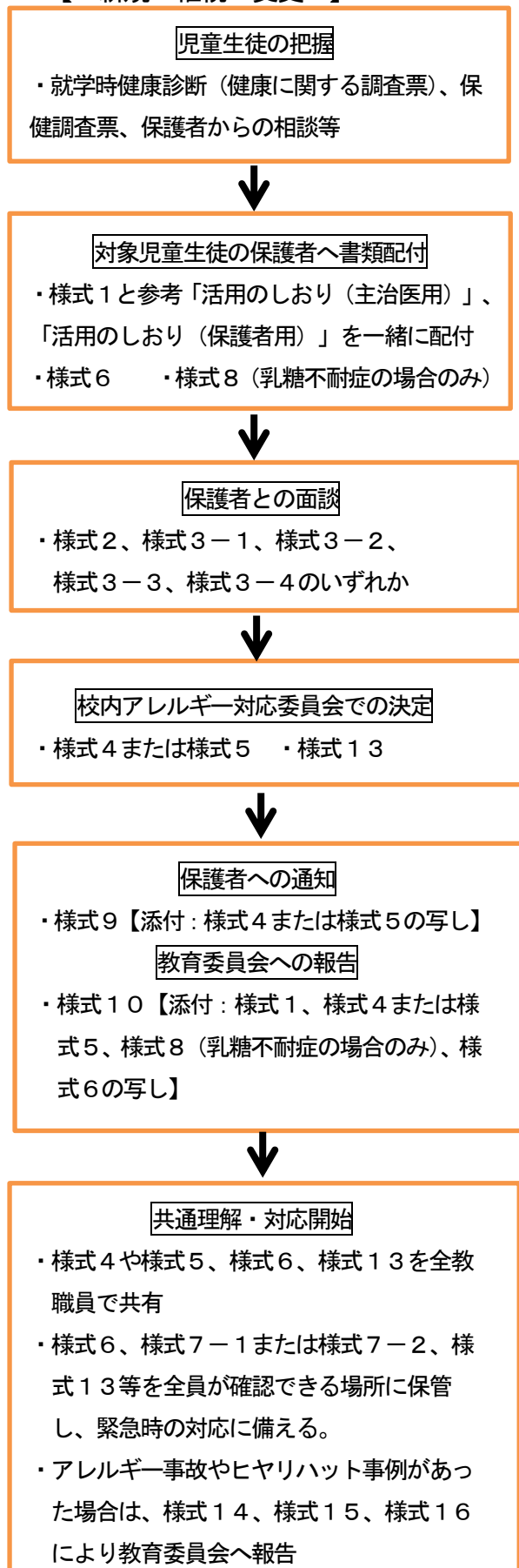
【救急要請時の注意事項】

- ・ エピペン®所持児童生徒について、救急搬送を依頼する場合、エピペン®を処方されている児童生徒であることを伝える。
- ・ 救急隊到着後、アレルギー緊急時個別対応カード（様式6）を救急隊員に渡す。
（ただし、事前に保護者の承諾を得ている場合）

7 様式の使い方

取組みのながれ（P6）にそって取り組むにあたり、関連する様式等を下記に示す。

【 新規・継続・変更 】



【 中止 】

